

独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧・中小企業総合事業
団）の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について
の報告書（要旨）

平成18年9月

会計検査院

検査の背景及び実施状況

1 検査の対象

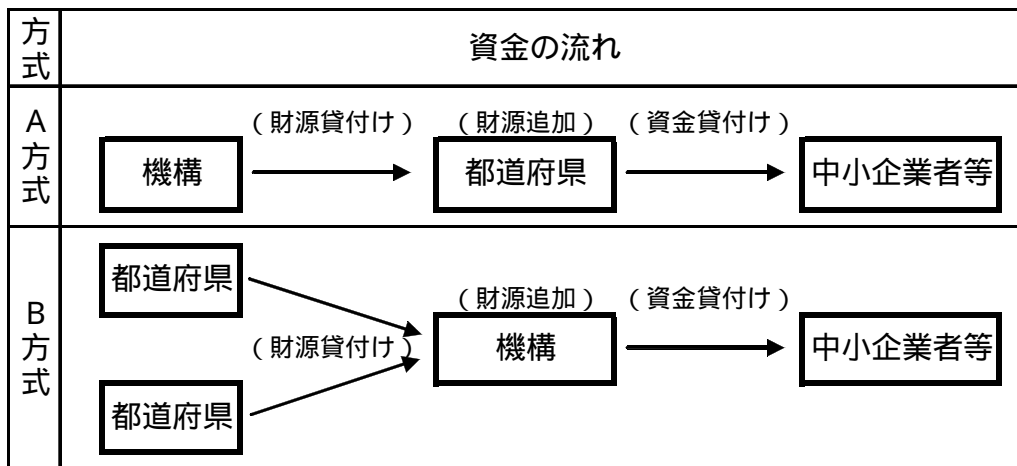
独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)

2 検査の内容

機構の実施する高度化事業についての次の各事項

- 1 中小企業者に対する貸付金の返済状況
- 2 余裕金の発生及び資金運用状況
- 3 貸付条件の状況
- 4 中小企業者による制度利用の状況

3 高度化事業に対する貸付方式



A方式：都道府県から中小企業者等に貸し付ける方式。高度化資金の一般的な貸付方式。
B方式：機構から中小企業者等に貸し付ける方式。広域事業等に適用される貸付方式。

4 検査の方法

検査の内容の各事項について、制度の利用の状況から余裕金の発生に至るまでの過程を明らかにするため、次のとおり、その過程の順に検査結果を取りまとめることとし、機構及び47都道府県から資料の提出を受けるなどして検査を実施した。

- (1) 中小企業者による制度利用の状況
- (2) 貸付条件の状況
- (3) 中小企業者に対する貸付金の返済状況
- (4) 余裕金の発生及び資金運用状況

検査の結果

1 中小企業者による制度利用の状況

(1) 貸付実績等の状況

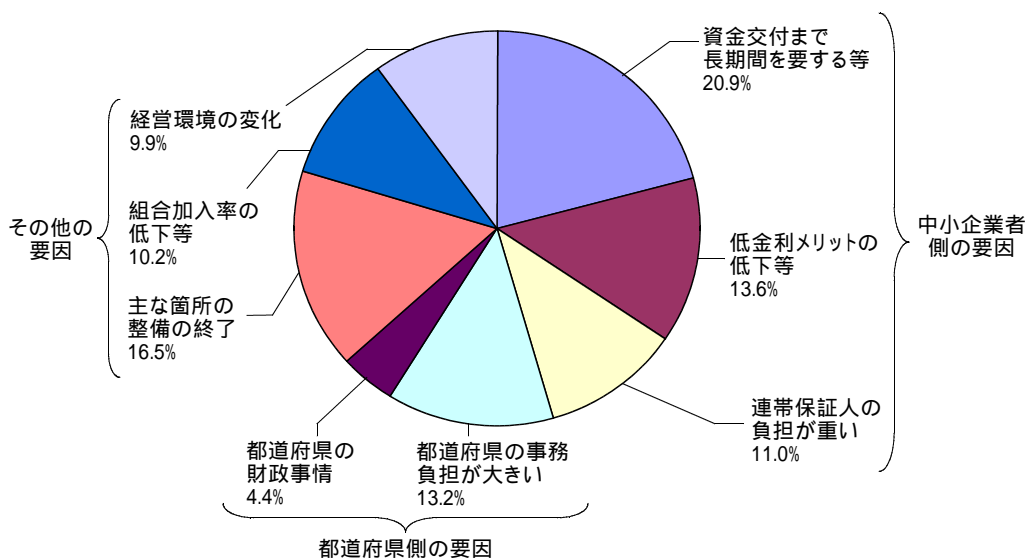
機構の高度化事業に対する貸付実績及び貸付残高の推移

(単位：件、百万円)

区分		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
貸付実績	件数	320	272	210	125	105	52	51
	金額	80,534	69,022	40,057	26,019	33,132	18,670	11,035
	<指数>	100.0	85.7	49.7	32.3	41.1	23.1	13.7
貸付残高	件数	6,580	6,264	5,776	5,211	4,864	4,528	4,231
	金額	1,142,118	1,071,754	953,434	853,482	775,954	686,235	611,397
	<指数>	100.0	93.8	83.4	74.7	67.9	60.0	53.5

貸付実績が減少している要因(都道府県からの回答)

〔 図中の数字(割合)は、1位から3位までの順位が付された複数の回答について、その順位に応じて3点から1点までの点数を付して各回答ごとに集計し、当該点数を全回答の点数合計で除して算出したもの 〕





17年度の貸付実績は、11年度の13.7%の110億3593万余円にまで落ち込んでいる。

貸付実績が減少している要因として都道府県では以下のことを挙げている。

- ・ 審査に時間がかかるなど、事務手続等が煩雑である。
- ・ 民間金融機関から低金利で融資が受けられる。
- ・ 組合の借入金に係る連帯保証への抵抗感が強い。
- ・ 長期間にわたり債権管理を行う必要があるなど都道府県の事務負担が大きい。
- ・ 都道府県の財政事情が悪化している。

(2) 機構及び都道府県における新規案件の発掘状況

機構 多数の新規貸付けにつながる案件を発掘したとしているが、貸付実績の減少傾向に歯止めがかかったかどうか判断できる状況にはない。

都道府県 半数以上の都道府県で積極的な取組が行われていない。

2 貸付条件の状況

主な貸付対象事業と事業要件・貸付条件(18年3月末現在)

事業実施者	中小企業者				第3セクター等	
事業の種類	集団化事業	集積区域整備事業	共同施設事業	施設集約化事業	商店街整備等支援事業	地域産業創造基盤整備事業
事業内容	工業団地、卸団地等の整備	商店街等の整備	共同加工場、アーケード等の整備	ショッピングセンター等の整備	多目的ホール、駐車場等の整備	研究開発等を行う技術開発センター等の整備
事業要件	原則として参加が必要な事業者数 10人以上	10人以上	4人以上 (アーケード等は10人以上)	4人以上	-	-
貸付対象者	事業協同組合、協業組合等				第3セクター、商工会等	
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備					
貸付条件	貸付金額 整備資金の80%以内(特別の場合は90%以内)					
	貸付利率 年0.8%以内(特別の場合は無利子)					
	償還期間 20年以内(うち据置期間3年以内)					
	担保 貸付対象施設について第1順位の抵当権を設定					
	保証人 貸付先の代表者、組合役員等の連帯保証					

(1) 事業要件の状況

11年度に貸付対象となる事業者の範囲を拡大したり、16年度に事業要件の緩和を行うなど見直しを行っている。

(2) 貸付条件の状況

貸付金額	所要資金額に対する割合を65%以内から11年度に80%以内に引き上げた。
貸付利率	昭和44年から平成10年度までは2.7%であったが、11年度に2.1%、13年度からは市中金利に連動させて決定することとした。
償還期間	15年以内を昭和63年度から20年以内とした。
担 保	都道府県を第1順位とする抵当権を設定させることとしている。
保 証 人	組合に対する貸付けでは組合員が連帯保証する。16年から連帯保証人の保証債務額に限度を設定する「限度額連帯保証制」を設けたが、都道府県の導入実績は少ない。

3 中小企業者に対する貸付金の返済状況

(1) 貸付金の償還状況

貸付金額、償還金額及び繰上償還金額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
貸付金額 (A)	80,534	69,022	40,057	26,019	33,132	18,670	11,035
償還金額 (B)	95,171	139,346	158,210	123,472	110,213	107,663	81,010
貸付金額に対する割合 (B)/(A)	118.1	201.8	394.9	474.5	332.6	576.6	734.0
(B)のうち繰上償還金額 (C)	18,685	28,895	61,081	42,697	51,435	44,492	28,021
償還金額に占める割合 (C)/(B)	19.6	20.7	38.6	34.5	46.6	41.3	34.5



年々減少する貸付金額に対して償還金額が高い水準で推移している。

特に、近年は、金利負担の軽減を図ることなどを理由として、民間金融機関等の資金への借換えによる繰上償還が増加している。

(2) 不良債権の状況

不良債権は、11年度に1326億3511万余円（貸付残高に占める割合11.6%）であったものが、逐年増加し15年度では2090億1612万余円（同26.9%）に上っていた。その後、減少に転じ、17年度では1903億1269万余円（同31.1%）となったが、貸付残高の減少が著しいため、貸付残高に占める割合は上昇傾向にある。

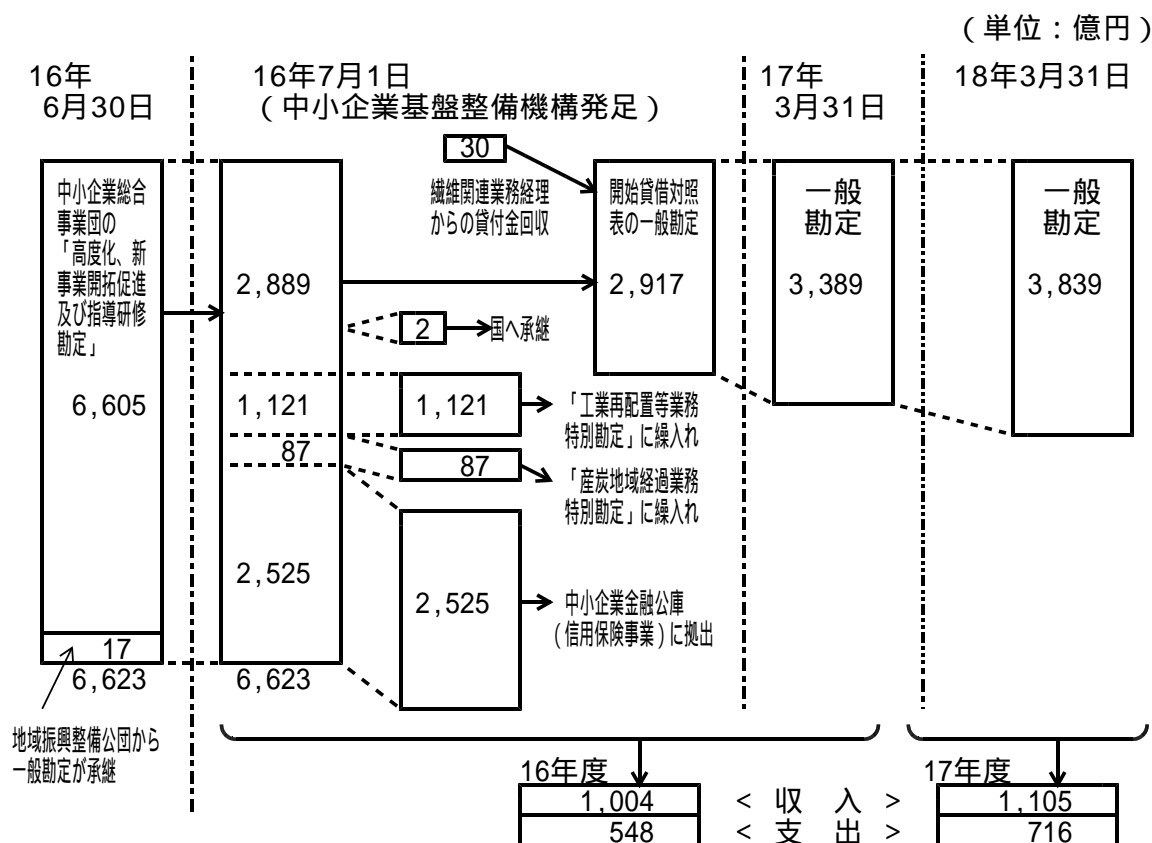
高度化事業における不良債権に関しては、平成16年度決算検査報告に「特に掲記を要すると認められた事項」として「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」を掲記した。

会計検査院が指摘した事態について、機構では債権管理アドバイザー制度の見直しなどの措置を講じて、債権管理態勢の整備を図っているところである。

4 余裕金の発生及び資金運用状況

(1) 余裕金の発生状況

機構発足時以降の預金及び有価証券の残高の推移、収入支出の状況



(注) 一般勘定の計数には、組織事業者に対する助成及び債務保証等のために区分経理されている組織関連業務経理に属する分は含んでいない。



近年、高度化事業に対する貸付けが減少する一方で、繰上償還の増加に伴う償還金が多額に上っていることから、貸付残高が急激に減少し、貸付財源と貸付残高との間にかい離が生じている。

機構発足時に、中小企業金融公庫等へ資金を拠出したため、高度化事業を經理する一般勘定の預金及び有価証券の残高は2917億円となったが、貸付けと償還の状況は変わらず、依然収入が支出を上回るため、18年3月末では3839億円となっていた。このうち資金収支上1年以上の長期にわたり運用が可能となる資金は、余裕金として運用され、後記(3)のとおり、増加する傾向にある。

(2) 出資事業の状況

出資事業の実績

(金額単位：百万円)

第3セクターに対する出資(元年度～12年度)		投資事業有限責任組合に対する出資(10年度～17年度)		合 計	
出資先数	出 資 額	出資先数	出 資 額	出資先数	出 資 額
42	9,701	85	42,943	127	52,644



第3セクターに対する出資については、13年度以降、新規の出資実績はない。投資事業有限責任組合に対する出資については、投資先企業数は延べ1,300社を超えているが、出資期間が終了しているものがないことから事業の成果を評価する段階には至っていない。

(3) 資金運用の状況

一般勘定(一般經理)の資金の運用状況

(単位：百万円、%)

区 分	16年7月1日 残高	16年度 (16年7月～17年3月)		16年度末 残高	17年度		17年度末 残高
	(構成割合)	平均残高 (構成割合)	運用利回り	(構成割合)	平均残高 (構成割合)	運用利回り	(構成割合)
普通預金	6,525 (2.2)	11,449 (4.0)	0.001	14,448 (4.2)	21,946 (6.2)	0.001	8,295 (2.1)
通知預金	19,111 (6.5)	2,022 (0.7)	0.001	- (-)	- (-)	-	- (-)
定期預金	40,200 (13.7)	59,961 (20.9)	0.043	- (-)	23,593 (6.6)	0.068	86,700 (22.5)
譲渡性預金	11,000 (3.7)	25,947 (9.0)	0.027	171,500 (50.5)	120,624 (34.2)	0.042	20,000 (5.2)
有価証券(金融債等)	214,900 (73.6)	186,825 (65.2)	0.564	153,000 (45.1)	186,041 (52.8)	0.682	269,000 (70.0)
計	291,737 (100.0)	286,206 (100.0)	0.380	338,948 (100.0)	352,206 (100.0)	0.379	383,995 (100.0)

(注) 普通預金の平均残高は各月末の残高の平均である。



運用は、有価証券、金融機関への預金等により行われている。
普通預金の16年度及び17年度の平均残高は、それぞれ114億4926万余円、219億4671万余円と多額に上っているが、これらについては、業務の執行状況を的確に把握した上での資金管理やその運用を適切に行う必要があると認められた。これに関し、会計検査院が機構に見解をたざしたところ、機構は普通預金等に係る資金の効率的な運用に関する準則を整備するなどの改善の措置を講じた。

検査の結果に対する所見

高度化事業に対する新規の貸付けが減少する一方で繰上償還が高水準で推移して余裕金が増加するとともに不良債権の処理が遅れている事態は、高度化事業に対する貸付制度が中小企業者の経営環境に十分対応できておらず、健全な姿になっていない状況にあると認められる。

機構では、現在、高度化事業に対する貸付制度について事業要件の緩和をはじめとする制度改正や貸付手続の簡素化等の運用改善を行って利便性の向上を図り、業界団体等に対する説明会の開催等により潜在需要の喚起に努めるとともに、各種の出資事業を設けることにより、中小企業者の多様な資金ニーズに対応しようとしている。また、近年、環境保全の設備投資や異分野業種間の事業連携の必要性が高まってきたことから、今後は高度化資金を活用した環境保全や異分野連携のための施設整備を促進することとしている。

しかし、上記の方策については、共同事業に対する中小企業者の意識の変化などもあり、これまで行われてきたような事業要件の緩和などの制度の見直しだけでは、貸付実績が急激に減少している現状からみて貸付実績の大幅な改善にはつながらない。また、債権管理に要する事務負担の増加などに伴い、機構とともに事業を推進する立場にある都道府県の多くが高度化事業への取組に消極的となっている現状のままではその効果の十分な発現は見込めない。

したがって、機構では、制度利用者の立場に立った貸付手続の一層の簡素化を図ることはもとより、機構が都道府県を介さず直接中小企業者等に貸付けを行う方式（B方式）の適用拡大を検討するなどして、制度の利用促進に努めるとともに、都道府県の取組が消極

化しないようにするための支援体制の整備が可能か否かを含め、都道府県の担うべき役割を検討していくことが必要である。加えて、債権管理態勢のより一層の整備を図り、多額に上っている不良債権の処理を促進することが急務である。

そして、余裕金については、機構は、高度化事業等についての前記の方策及び先般18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けて機構が新たに実施する地域経済活性化のための事業への活用などにより解消するとしているが、なお解消が困難と見込まれる場合には、事業の実施状況に見合った財源の規模とするような措置を執ることも必要である。

経済産業大臣は、独立行政法人通則法に基づき、機構の業務運営に関する中期目標を定め、その期間（16年7月に策定された中期目標の期間16年7月～21年3月）終了時において、業務を継続させる必要性など業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされている。

については、中期目標の期間において、機構が講ずる方策がどのような効果を上げ、ひいては余裕金の解消につながっていくかなど、高度化事業に対する貸付制度の運営状況等について引き続き注視していくこととする。